令和　　年度　給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税　特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）

（単位：円）

所得		
給与収入		
給与所得		
その他の所得計		

主たる給与以外の合算所得区分：営業等／農業／不動産／利子／配当／給与／雑／譲渡一時

総所得金額① |

課税標準	
総所得③	
分離短期譲渡	
分離長期譲渡	
山林所得	
株式等の譲渡	
先物取引	

所得控除	
雑損	
医療費	
社会保険料	
小規模企業共済	
生命保険料	
地震保険料	

障・寡・勤	
配偶者	
配偶者特別	
扶養	
基礎	
所得控除合計②	

扶養親族該当区分								本人該当区分						母	老	配	配	特	同	老	人	16歳未満	その他	同	特	障	本人寡夫	特	障	寡	ひとり親	勤労学生	地	相	先

（摘要）

定額減税控除済額　○円、控除外額　○円

税額		
市民税	税額控除前所得割額①	
	税額控除額⑤	
	所得割額⑥	
	均等割額⑦	
県民税	税額控除前所得割額②	
	税額控除額⑤	
	所得割額⑥	
	均等割額⑦	
森林環境税額⑧		
年度額（特別徴収税額）⑨		
控除不足額⑩		
充当・委託納付した額⑪		
既納付額等⑫		
差引納付額（⑨−⑪−⑩）⑪		
変更前税額⑬		
増減額（⑨−⑬）		
変更月	月	

納付額	
6月分	
7月分	
8月分	
9月分	
10月分	
11月分	
12月分	
1月分	
2月分	
3月分	
4月分	
5月分	

受給者番号	指定番号
氏名	宛名番号
住所	

あなたの特別徴収税額を左記のとおり決定（変更）しましたので、地方税法第41条、第319条及び第321条の4（第321条の6）並びに神戸市市税条例第27条及び第28条の2（第28条の4）の規定によって通知します。

また、この通知書の記載事項に不服がある場合は、この通知書を受けとった日の翌日から起算して3か月以内に市長に対して審査請求をすることができます。なお、処分の翌日から起算して1年を経過すると審査請求はできなくなります。この特別徴収税額の決定（変更）の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

問い合わせ先：

神戸市長

※既納付額等⑫には、既納付額のほか、公的年金から引き落とし予定の市県民税額を含みます。

※令和6年3月16日以降に所得税の確定申告等をされた方には、後日、申告内容を反映した税額変更通知書をお送りする場合があります。